

戦国期の徳政と地域社会

——「在地徳政」史料の再検討——

大河内 勇 介

【要約】 かつて瀬田勝哉氏は指置状なる史料を検討し、伊勢国小倭郷の地侍衆が郷を範囲とする徳政（貸借・売買契約の破棄）を実施していたと見て、「在地徳政」論を提唱した。しかし現在、指置状から何を読み取れるかで見解が割れている状況にある。そこで本稿では、指置状について、「在地徳政」を自明視せず、文言を慎重に吟味し、関連史料を踏まえながら、再検討を進めた。その結果、指置状の本質は、「在地徳政」ではなく、徳政に対応して地域の経済・宗教秩序の混乱を抑えようとした点にあると判明した。戦国期の南伊勢では上位権力たる北畠氏の徳政令を中心に徳政の脅威が広まっており、徳政を警戒した蔵本や成願寺が小倭郷の地侍衆に指置状を求めたが、かかる指置状の発給には蔵本の融通や成願寺の宗教行事を維持する意味合いがあったのである。今後、他の「在地徳政」を再検討しつつ、徳政に対応する慣行を発掘し、戦国期徳政研究を深化させるべきだろう。

史林 九五巻六号 二〇一二年十一月

はじめに

本稿は、「在地徳政」の根本史料を読み直し、戦国期に頻発する徳政（貸借・売買契約の破棄）に地域社会の人々がどのように対応したかを明らかにするものである。

一九六八年、瀬田勝哉氏は「在地徳政」を発見した^①。瀬田氏は、伊勢国一志郡小倭郷成願寺に伝来した文書（以下、「成

願寺文書)中の徳政衆下地指置状(以下、指置状)なる史料に注目し、小倭郷の有力者たる地侍衆が郷を範圍とする徳政を実施していたと見て、戦国期にはこうした「在地性の強い局地的な徳政」すなわち「在地徳政」が広汎に存在したと一般化したのである。

従来、戦国期の社会を理解する鍵として、室町幕府・戦国大名といった上位権力を発布主体とする徳政令が注目されてきたが、^②このような徳政令しか念頭になかった当時の学界は、瀬田氏による「在地徳政」の発見に大きな衝撃を受けた。^③そして、この発見を契機として、戦国期徳政研究は上位権力の徳政令以外にも視野を広げて大きく展開していくこととなったのである。

瀬田氏の「在地徳政」の定義は、右に述べたように、「在地性の強い局地的な徳政」という曖昧模糊としたものだったが、研究の黎明期においてはかえってこれが功を奏したようで、たとえば入間田宣夫氏が出羽国の在地領主による局地的徳政の実施を想定しこれを「在地徳政」と呼んだように、^④多様な実施主体の「在地徳政」と思しき事例が広く集められることとなった。のちに入間田氏は、戦国期には室町幕府・戦国大名といった上位権力の徳政令から在地領主・中間層(地侍など)・村落などの「在地徳政」まで「各種各様の徳政令が重層的に存在する」と総括している。^⑤ここに、戦国期の社会を特徴づける徳政の満面開花というべき状況が広く認識され、「在地徳政」論は通説化したかのように見える。

ところが、瀬田氏が「在地徳政」を導き出した根本史料たる指置状について、地侍衆による徳政の実施を読み取ることができない、彼らは徳政に関する紛争を解決していただけであるという批判が中野達平氏・池上裕子氏から提出された。^⑥この批判は「在地徳政」論の再考に繋がる可能性を秘めていたが、後述するような史料の検討の不足から、十分に成功を収めることができなかつたと思われる。というのも、この批判が提出されたにも拘わらず、^⑦一方で地侍衆による徳政の実施を認める研究も数多く出ている上、これに独自の意義づけを行う研究も存在するからである。このように指置状をめぐる相反する見解が示されているのが現状であり、まずは指置状から何を読み取れるかを確定することが必要である。

ところで、このような指置状をめぐる見解の不一致はなぜ起きたのだろうか。その根本的な原因は指置状の史料性格に求められると思う。具体的にいえば、文言が簡潔に書かれる上、断片的に伝来するものが多いため、多様な解釈の余地が残るのである。この場合、当然、文言を慎重に吟味し、関連史料にも幅広く目配りするなど、史料に深く沈潜してから解釈を導く必要がある。こうした作業を最も丁寧に行ったのは瀬田氏だったが、「在地徳政」を所与のものとして指置状を解釈している点に問題がある。また、瀬田氏を除く諸研究は、その多くが総括的論考の一部分に当たることであって、如上の作業を十分に経ずに解釈を提示しているように思われる。

よって本稿では、指置状について、「在地徳政」を自明視せず、文言を慎重に吟味し、関連史料を踏まえながら、再検討を進める。そして、この再検討を通じて、第一章では指置状から読み取れることを確定し、さらに、第二章では指置状が出現した背景について、第三章・第四章では指置状の意義について論じ、指置状に関して新たな知見を提示する。その上で、「在地徳政」論や戦国期徳政研究に言及することとしたい。

- ① 瀬田勝哉「中世末期の在地徳政」（永原慶二編『戦国大名論集1 戦国大名の研究』吉川弘文館、一九八三年、初出一九六八年）。直後の引用は二一七頁。
- ② 室町幕府の徳政令は、桑山浩然「徳政令と室町幕府財政」（室町幕府の政治と経済）吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九六二年。戦国大名の徳政令は、中村吉治「戦国時代前期の土一揆と徳政」・「戦国時代後期の土一揆と徳政」（『土一揆研究』校倉書房、一九七四年、初出一九三四年）、鈴木良一「戦国時代の徳政」（『日本中世の農民問題』高桐書院、一九四八年、初出一九四一年）。なお、戦国期の徳政に関する研究史は、阿部浩一「戦国期徳政の事例検討」（『戦国期の徳政と地域社会』吉川弘文館、二〇〇一年）を参照。
- ③ 笠松宏至「徳政令」（岩波書店、一九八三年、五八頁）の言葉を参照。
- ④ 入間田宣夫「出羽国における在地徳政」（『百姓申状と起請文の世界』東京大学出版会、一九八六年、初出一九七八年）。
- ⑤ 入間田宣夫「中世国家と一揆」（はじめに注④書、初出一九八一年、二五六頁）。
- ⑥ 中野達平「私徳政の一形態」（『国学院雑誌』七八―一〇、一九七七年、四八頁）、池上裕子『日本の歴史10 戦国の群像』（集英社、一九
- 照。なお、笠松氏が示した「在地徳政」の海に浮かぶ中世公武徳政という図式については、鎌倉末期以前には廻りえないことがすでに新田一郎氏によって論証されている（『中世社会の構造変化』『日本中世の社会と法』東京大学出版会、一九九五年）。本稿は笠松氏が示した図式である徳政を通じた上位権力と地域社会の関係について、戦国期の特質を踏まえながら史料に即して再検討するものである。

九二年、二一九頁。

⑦ 入間田はじめに注④論文三〇七頁、入間田はじめに注⑤論文二五九頁、桜井英治「在地徳政・私徳政について」(『歴史と地理』五六七、二〇〇二年、二〇頁)。地侍衆による徳政の実施に独自の意義づけを行う研究として、本主権にもとづくものとする勝俣鎮夫「地発と徳政一揆」(『戦国法成立史論』東京大学出版会、一九七九年、一〇一頁)、村の成り立ちを維持するためのものとする黒田基樹「一五・一六世紀徳政論序説」(『戦国期の債務と徳政』校倉書房、二〇〇九年、初出二

〇〇三年、三六・四八頁)。なお、地侍衆による徳政の実施を認めつつ、彼らによる紛争の解決を重視する研究も以下のようにある。村田修三「惣と土一揆」(『岩波講座日本歴史』中世三『岩波書店』一九七六年、一六一・一六二頁)、新田一郎はじめに注③論文一七二頁、久留島典子「日本の歴史13 一揆と戦国大名」(講談社、二〇〇九年、初出二〇〇一年、一一一頁)、池享「日本中世の歴史6 戦国大名と一揆」(吉川弘文館、二〇〇九年、四七頁)。

第一章 指置状から読み取れること

瀬田氏が採り上げた「成願寺文書」には売券・寄進状・書状などが多数伝来するが、その中には大永八年(一五二八)から永禄二年(一五五九)までの指置状が七通存在する。指置状の全容については表一にまとめたが、本章では「在地徳政」の根拠となった指置状を検討する。実は突き詰めると、その根拠となったのは次に掲げる一通の指置状のみである。

【史料一】^① 指置状(表一七)

就徳政之儀ニ、竹嶋殿より御買徳下地、判之事承候間、八斗代之分ニ例物之儀八斗請取申候て、さしおき申候、然者、此方嘉例之徳政行候共、於未代別儀有間敷候、仍證文如件、

永禄二年己未極月十七日

徳政衆

(異筆)「成」

竹森(花押)
場馬(花押)
森地(花押)

淨願寺まいる

簡潔に記される【史料一】の内容について、他の指置状などを参考にしつつ、順に確認していこう。

【史料一】の前半の逐語訳を示すと以下のようになる。「徳政の事に關して、（成願寺が）竹嶋殿より御買得した下地については、判の事を（成願寺から竹森・馬場・森地が）承りましたので、八斗代の（下地の）分として礼物八斗を受け取りまして、指し置きます」。

まず、何を指し置いたかがわかりづらいが、他の指置状では「右彼田地者、自瑞聖寺堅依御侘事、指置申所実正明鏡也」（表一―一）・「徳政方ヨリ永代指置申候田地之事」（表一―四・五）とあり、たとえば他国の売券の徳政担保文言でも「若又、天下一同之御徳政行候とも、猶此島者以別儀可奉閣者也」とあるように、下地を指し置いたことがわかる。指し置くの意は、そのままにしておく（『日本国語大辞典』、以下『日国』）。すなわち、【史料一】は徳政といえど成願寺の買得地はそのままにしておくと保証したものといえる。

表一 指置状一覽

番号	年 月 日	発 給 者	受給者	典 拠	連 券
一	大永八年六月一九日	岡本平四郎康秀・岡成与七・森地藤十郎正経・吉田孫三郎・岡成七郎左衛門尉行長	岸田八郎左衛門尉吉定	50	大永七年五月五日〔売〕瑞聖寺→久岡（49）、大永七年六月七日〔売〕久岡→岸田（46）、天文七年二月二日〔寄〕岸田→成願寺（13）
二	天文二四年二月二五日	森信久・吉長秀満・岡成廉清・竹岡実永・藏地房秀・十郎忠則	成願寺	16	大永八年二月二日〔売〕刑部大夫→正朔（57）、天文七年二月二〇日〔寄〕正朔→成願寺（59）
三	天文二七年五月三日	衛門尉康信・竹森・堀長・又太口	成願寺	18	天文一六年三月一日〔売〕豊前・森室→成願寺（6）
四	天文三三年一月三日	村林守安・中村富盛・吉懸西康友	成願寺	21	なし〔御買徳〕とあり
五	天文三三年一月三日	村林守安・中村富盛・吉懸西康友	春正坊・真さん坊	22	なし〔竹室殿ヨリ御買徳〕とあり
六	弘治二年二月二九日	松山掃雲・岡島・山下・森地	成願寺	25	天文二四年一月二五日〔売〕北田→成願寺（61）
七	永祿二年二月一七日	竹森・場馬・森地	成願寺	34	永祿二年五月二三日〔売〕竹嶋→成願寺（28）

・典拠欄と連券欄の算用数字は「成願寺文書」〔三重県史〕資料編中世（二）の番号。

次に、成願寺の買得地について確認すると、これは、【史料二】の連券から、約七ヶ月前の五月一三日に成願寺が竹嶋石見入道盛重なる人物から買い取った大谷敷かハナにある八斗代の下地と判明する。竹嶋は姓名・花押を有している点から地侍と考えられ、小倭郷地侍衆起請文に登場する石見入道に当たる可能性が高い^④。ともあれ、成願寺はかかる由来を持つ買得地の権利の保証を竹森・馬場・森地なる人物に依頼し、礼物を支払ったのである。

「判之事承候間」(【史料二】・「色々承候間」(表一―三)とあるように、基本的には時の所有者が下地の権利の保証を依頼しようだが、「自瑞聖寺堅依御侘事」(表一―二)・「以森殿堅御侘事候間」(表一―二)・「松山殿以御侘事被成候」(表一―六)とあるように、仲介者が立てられる場合もあった。また、礼物については、【史料二】では保証の対象となる下地の一年分の得分、表一―二では五百文となっており、基本的には礼物が必要だったようである。なお、判の意味はa判断b判決c花押(【日国】)のいずれともされる。

竹森・馬場・森地などの指置状に署判する人物の性格については、瀬田氏が詳細に論じているが、姓・花押を有しており、彼らの一部は小倭郷地侍衆起請文で確認できるので、小倭郷の地侍衆と考えられる。小倭郷の地侍衆は依頼に応じて礼物を受け取り、徳政衆として下地の権利を保証したのである。ただし、徳政衆については、指置状のみ確認できるもので、日常的に存在した機構とまでは評価できない。

以上、【史料二】の内容を順に確認してきたが、ここでは、指置状から確実に読み取れることとして、小倭郷の地侍衆が依頼に応じて礼物を受け取り、徳政から下地を守る指置状を発給していた事実を押さえておきたい。

それでは、ここから本題に入ろう。徳政から下地を守る【史料二】が求められた直接的契機は何か。そして、それは地侍衆による徳政の実施にあるのか否かである。

瀬田氏は、【史料二】の傍線部に注目し、地侍衆が「此方嘉例之徳政」を出し、それを支える主体^⑤と解釈し、【史料一】を自己の徳政を免除したものと評価する。一方、地侍衆による徳政の実施を認めない中野氏・池上氏はどうだろうか。

中野氏は解釈を示していないが、池上氏は「此方嘉例の徳政行（おこな）い候とも」と読み、「たとえどのような徳政が行われようとも」と解釈できるとする。^⑦しかし、この池上氏の解釈は文言の読みにも忠実ではない。「行（おこな）い」と読むのならば、「行（おこな）い」の主語は文書の発給者となり、目的語は「徳政」となるはずである。つまり、地侍衆が徳政を行うとなる。瀬田氏の解釈が踏襲される一因はこの点にあるだろう。

それでは、【史料一】の傍線部をいかに読んで解釈すべきか。

まず、「行」は、当時、「行（い）き」と読まれていた可能性が極めて高い。^⑧傍線部の文言は売券などの徳政担保文言と同じ構造を持つが、たとえば伊勢国のそれを見ると、「天下大法のとくせいゆき候共」とあるように、「とくせい」が主語となり、「ゆき」が述語となっている。^⑨「行」の他には、「有」・「出来」・「なり下」・「候」・「まいり」・「過」が述語として見える。^⑩つまり、当時、徳政担保文言では擬人法が用いられた点に注意しなければならない。

「此方嘉例の徳政行（い）き候とも」と読むとすれば、次に、「此方」がどの文言にかかるかによって解釈が異なってくる点の問題となる。a「嘉例」にかかる場合、「こちらにとって嘉例の徳政がやってきても」。b「徳政」にかかる場合、「こちらの嘉例の徳政がいつても」。c「行」にかかる場合、「こちらに嘉例の徳政がやってきても」。これ以上は論理的に詰められないが、aとcの場合、地侍衆が徳政を実施したことにはならない。また、bの場合でも、そもそも仮定形のフレーズであり、地侍衆が徳政を実施したことにはならない。

従って、地侍衆による徳政の実施が【史料一】希求の直接的契機であったとは読み取れない。「在地徳政」を自明視して指置状を解釈したり、これに独自の意義づけをしたりするのは危険といえる。

それでは、指置状希求の直接的契機について、中野氏・池上氏はどのように説明しているのだろうか。両氏は、笠松宏至氏・勝俣鎮夫氏が想定する旧所有者の取り戻し権（以下、本主権）を指定しつつ、旧所有者が本主権にもとづき徳政を要求して紛争が起こったので、その紛争の解決のために指置状が求められたと説明している。^⑪さらに両氏は、所有者が替

わってから指置状が発給されるまでの期間の多くが約一年以内なので、本主権は約一年間有効だったとまで論じている。しかしながら、学界の社会史ブームに乗って一世を風靡した本主権論に対しては、近年相次いで批判が提出されており、その存在が疑問視されている状況にある。本主権を措定して史料を解釈するのは危険といえる。また、【史料一】から、本主権にもとづく徳政に関する紛争が【史料一】希求の直接的契機であったとは読み取れない。要するに、指置状から、指置状希求の直接的契機を読み取ることは難しいのである。

とはいえ、この点について、本主権を措定せずとも実態に即した形で、可能性の一つを提示しうる。【史料二】で、成願寺が売買の約七ヶ月後に下地の一年分の得点を判代として地侍衆へ支払ったことに注目したい。ここから、新所有者が下地の得点を収取した段階で、これを指置状獲得費用に回し、徳政を予防しようとしたという解釈も成り立ちうる。所有者が替わってから指置状が発給されるまでのタイムラグについては、このような場合もあったのではないだろうか。

以上、本章では、「在地徳政」の根拠となった指置状を再検討してきた。その結果、指置状から確実に読み取れることは、小倭郷の地侍衆が依頼に応じて礼物を受け取り、徳政から下地を守る指置状を発給していた事実だけであると判明した。先行研究のように、地侍衆による徳政の実施や本主権にもとづく徳政に関する紛争が指置状希求の直接的契機であったとは読み取れないのである。

- ① 「成願寺文書」三四号（『三重県史』資料編中世二、二〇〇五年）。本文で引用する史料については、成願寺の原本や京都大学古文書室の影写本によつて校訂を加えている。
- ② 永享二年（一四三九）二月二日付西弥源次畠地売券（菅浦家文書）二号（『滋賀大学経済学部附属資料館研究紀要』一四、一九八一年）。
- ③ 永禄二年（一五五九）五月二三日付竹嶋石見入道盛重・御千代女田地去渡状（成願寺文書）二八号。
- ④ 明応三年（一四九四）九月二日付小倭郷地侍衆起請文（成願寺文書）二号。なお、同年九月二五日付小倭郷百姓衆起請文（同一号）もあり、地侍衆と百姓衆が区別されていたことや、百姓衆の多くが地侍衆に被官化していたことがわかる。
- ⑤ 瀬田はじめに注①論文三三二～三三九頁。
- ⑥ 瀬田はじめに注①論文三三〇頁。
- ⑦ 池上はじめに注⑥論文二一九頁。
- ⑧ 「徳政行」の語順の場合、とくに徳政担保文言では、徳政が主語で

ある可能性が極めて高いが、徳政が目的語として文頭にきている可能性もある。「行徳政」の語順の場合、「行（おこな）う」と読むべきである。

⑨ 永禄九年（一五六六）二月吉日付北二郎兵衛屋敷売券案（角屋関係資料）『三重県史』資料編中世二別冊伊勢神宮所蔵文書補遺、二〇〇五年、一六八頁。

⑩ 「有」は、永享二年（一四三〇）五月二七日付庵屋次郎塩浜売券（太田家古文書）『三重県史』資料編中世一下、一九九九年、三三三頁。「出来」は、同九年八月二日付高柳友継・久阿屋敷売券案（太田家古文書）同前、九五頁。「なり下」は、延徳四年（一四九二）九月一日付まけ屋清重道者売券（輯古帖）同前、七九一頁。

「候」は、永正十五年（一五一八）九月二日付礼部貞給道者売券（幸福大夫文書）同前、一六九頁。「まいり」は、天正七年（一五七九）六月二六日付麴屋家泰・家次田地売券（輯古帖）同前、七九〇頁。「過」は、同九年三月吉日付馬瀬成永荒地売券案（角屋関係資料）『三重県史』資料編中世二別冊、一六三頁。

⑪ すでに桜井英治氏は、徳政担保文言について、「仮名書きのものが多く」、「徳政行く」は口語から生まれた表現である可能性が高い」とし、徳政は「民衆の意思と無関係に突然やってきて、広い範囲に深

い爪痕を残して去ってゆく」外在的なものと認識されていたと述べている（桜井はじめに注⑦論文二六頁）。卓見である。

⑫ 「嘉例」があまり意味を持たない接頭語か、意味を持つ単語かという問題はあがるが、後者の場合でも、地侍衆は成願寺に対しては債務者であり、矛盾は生じない。

⑬ 中野はじめに注⑥論文五三・五六頁、池上はじめに注⑥論文二二一頁。久留島はじめに注⑦書一一頁も同様に説明する。なお、本主権については、笠松宏至「中世の政治・社会思想」（『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年、初出一九七八年）、勝俣はじめに注⑦論文、笠松はじめに注③書を参照。

⑭ 菅野文夫「中世における土地売買と質契約」（『史学雑誌』九三一九・一九八四年）、新田はじめに注⑨論文、早島大祐「ものほもどるのか」（『中世後期研究会編』室町・戦国期研究を読みなおす）思文閣出版、二〇〇七年）。

⑮ 戦国期の近江国甲賀郡では、新所有者が売買と同時に下地の一・二年分の得分を旧所有者へ支払うことで徳政を予防する徳政落居という慣行が存在したこと（村田修三「戦国時代の小領主」『日本史研究』一三四、一九七三年）も参考となる。

第二章 指置状が出現した背景——戦国期における伊勢国の徳政——

そもそも、「成願寺文書」中の売券に「天下大法之徳政行候共」と散見するように、また、指置状に「天下大法之徳政行候共」（表一一）・「如何様之徳政行申候とも」（表一一）・「此方嘉例之徳政行候共」（史料二）とあるように、小倭郷の人々が徳政を意識していたことは間違いない。この点に関して、瀬田氏は「天下一同之徳政」という画一的な表現しか用いられていない場合でも、実際には各々が、自分の身辺に即した徳政を意識の内においていたと考えてさしつかえな

表二 中世・近世初頭における伊勢国の徳政に関する事例

番号	年	主体	文 言	典 拠
一	正長元		「此程ワウミノ国ヨリ土一撲ノ衆等御得政ト云事ヲ仕出テ所々ノ倉々ヲヤブル、其ヨリ下京上毛少シ馬借セメ入テ得政ヲナス、コレヲハジメテ伊賀・伊勢・宇田・吉野・紀国・泉国・河内・サカイ惣テ日本国ノコリナク御得政、当国ニモ里別ニ得政ヲカルナリ」、「正長元戊申、宇治徳政」、「先山田神人ト地下人ト徳政ノ事ニ付テ山田地下人等神人方へ発向」	春日若宮社日記正長元年一月条（『国史大系』三四）後鑑（七九四頁）、河崎年代記正長元年条（『東京大学史料編纂所贈写本』、満濟准后日記正長二年七月二〇日条（『統群書類從』補遺二）下巻、六四頁）
二	文明三 明応年間	北畠氏	「号借物雖有申子細、先御代以成敗就徳政行不及沙汰」	明応八年八月二日付北畠材親判物（『稲本紀昭編』『国立公文書館蔵』沢氏古文書』三三五号）
三	長享二	北畠氏	「質地・買得・寄進地事、被除今度徳政以下候、已後不可有其煩候旨、依仰執達如件」	長享二年一月一日付北畠材親御教書（『延命寺文書』『三重県史』資料編中世二、二九六頁）
四	明応三	北畠氏	「西黒部百性放券并質地等事、任法度旨可有成敗之由令存知候也」、「西黒部御百性等放券質地事、御法度旨可被執返由御下知上者、雖為権門方又御判下厳重可被申付由被仰出候」	明応三年九月六日付北畠材親判物（『沢氏古文書』一四号）、明応三年九月六日付朴木文躬書状（同一五二号）
五	永正元		「同十一月十五日に徳政事候て、次の年六月迄山田さわざ申候」、「永正元甲子霜月十五日山田徳政乱」、「殊又山田徳政大乱打続く、念劇之折節借錢等一向不叶矣」	外宮子良館旧記（『統群書類從』第一輯下、六四一頁）、内宮物忌年代記（『神境合戦類聚』追補二）『群馬大学教育学部紀要』人文・社会科学編三二巻、一三三頁）、永正二年付内宮解案（守朝長官引付『三重県史』資料編中世一上、八一七頁）
六	永正一四 大永五	北畠氏	「於神戸郷内徳政与族雖為権門方至曆前者可被申付候」	一〇月九日付北畠具国判物（『沢氏古文書』六一号）
七	天文二二		「徳政」	私日記天文二年一〇月条（『稲本紀昭』『神宮文庫所蔵』私日記』に（一七）『三重県史研究』一一、七三頁）
八	弘治元		「徳政の乱」	伊勢軍談（『宇治山田市史』下巻、一五二七頁）
九	永祿元	長野氏	「今度兩郡徳政雖申候、判之儀者一円不召上候、重而除徳政候、於宋代不可有相違、并如何様之雖為在所、此人教之内諸成物・借シ物共ニ催促等延事有之問敷候」	永祿元年四月二四日付長野藤定判物（分本文書『美里村史』上巻、二九四頁）

一〇	永祿六	北畠氏	「於山田徳政之儀雖有行事、面々事者大御所様被任御判筋目被成御免之上者、永代不可有相違」、「雖亥年徳政行候、面々蔵許前々判筋目被相除之上者、米銭共仁於末代不可有相違候由所候也」	（永祿六年）閏二月一日付北畠氏奉行人奉書（采田文書（京都大学古文書室写真帳）、永祿八年四月一日付北畠氏奉行人奉書（護国寺文書（東京大学史料編纂所影写本））
一一	永祿九	北畠氏	「就山田徳政之儀委細被申候、面々事者別而御被官之儀候間、不可有御疎略候」	（永祿九年）閏八月一日付北畠氏奉行人奉書（采田文書（京都大学古文書室写真帳））
一二	永祿一一		「永祿十一年戊辰二月晦日徳政衆退（中略）六月六日同八日徳政衆常明寺不渡」	松木集彦年代記永祿一一年条（神境合戦類聚 追補三一） 「群馬大学教育学部紀要」人文・社会科学編三一巻、一三七頁
一三	元亀四	田丸氏	「徳政并先百姓雖為闕所、監物買徳之儀者不可有被發儀候」	元亀四年三月一〇日付田丸忠弘書狀（采田文書（京都大学古文書室写真帳））
一四	天正三	北畠氏	「徳政之儀神宮重代方從往古被相除之旨御届被申候、被成御存知候」、「分国徳政雖申付候、面々事者以忠節、道者并買得之田畠・借シ物・屋敷・敷・山・上分・替物、棟別、用却何茂免許之儀被成御扶持候間、不可有相違者也」、「御分国徳政雖被仰付候、面々事者以忠節、道者并買得之田畠・借シ物・屋敷・敷・山・上分・替物、棟別、闕所之下地、諸公事、諸役、用却何茂御免許之儀御取次申候」、「宇治六郷徳政之儀雖被仰出候、神慮之儀以御佗言申候、然者從当年廿一ヶ年徳政之儀有間敷候」、「座頭之儀者天下如御法度借物買地徳政不被行候」	天正三年七月二一日付津田一安奉書（伊勢松本文書（京都大学古文書室写真帳））、天正三年七月二四日付北畠信意判物（福島文書「三重県史」資料編中世二、六三七頁、天正三年七月二四日付津田一安副狀（福島文書（同前）、六三七頁）、天正三年二月七日付北畠信意判物（神宮徴古館農業館所蔵文書「三重県史」資料編近世一、一七二頁）、天正四年四月二八日付北畠信意判物写（松坂雑集（同前）、二〇六頁）
一五	天正一一	織田氏	「就山田三方徳政儀倉方申分儀得其意候、信雄江御理申上可相濟候」	（天正一一年）九月二六日付羽柴秀吉書狀（上部文書「可睡齋史料集」思文閣出版、二二五頁）
一六	天正二三		「分領徳政雖申付、於祠堂者不可異儀之事」	天正一三年二月日付某禁制案（興正寺文書「三重県史」資料編中世二、四二頁）

・年代記などの二次史料を含めて作成した。二次史料の成立年は以下の通りである。河崎年代記：寛永（一六二四～四五）頃（宝永（一七〇四～一〇）頃。内宮物忌年代記：寛文九年（一六六九）以前。伊勢軍談：天明八年（一七八八）以前。松木集彦年代記：寛文二年（一六六二）以前。松坂雑集：宝曆二年（一七五二）。

い^②」と指摘する。この指摘は妥当だが、瀬田氏の立場からすれば「在地徳政」を導くためのものであった。しかし、指置状から「在地徳政」を読み取れないのであれば、他の史料から小倭郷の人々が具体的にどのような徳政を意識していたのかを探る必要がある。

本章では、如上の目的を果たすため、小倭郷の位置する伊勢国にまで視野を広げて、徳政に関する事例を収集して検討したい。表二は、広く中世・近世初頭の史料を調査し、伊勢国の徳政に関する事例をまとめたものである。

伊勢国の徳政に関する事例の初見は表二―一である。正長元年（一四二八）に諸国で徳政一揆が蜂起したことは有名だが、伊勢国では伊勢神宮内宮・外宮の門前町たる宇治・山田で徳政をめぐる騒擾が起きていたことがわかる。そして、表二で最も注目されるのは、戦国期に至って徳政に関する事例が多く確認されるようになる点である。この点については先行研究で言及されてこなかったが、実はこうした時期に小倭郷で指置状が出現していたのである^③。

それでは以下、戦国期における伊勢国の徳政に関する事例について具体的に見ていこう。

まず触れるべきは、南伊勢（一志郡・飯高郡・飯野郡・多気郡・度会郡）の上位権力たる北畠氏の徳政令や徳政免除が多く確認されることである^④。表二―二・三から、北畠氏は早く一五世紀末期には徳政令を發布し、一方でその適用を免除していたことが確認されるが、北畠氏の徳政令の性格を知る上で表二―四の事例は重要である。以下に史料を掲げる。

【史料二】^⑤ 北畠材親判物

西黒部百姓放券并質地等事、任法度旨可有成敗之由令存知候也、謹言、

（後筆）「明応三年甲寅」
（二四九四）

九月六日

沢兵部大輔とのへ

（包紙ウワ書、切継）「沢兵部大輔とのへ 材親」

（北畠材親
花押）

【史料三】^⑥ 朴木文躬書状

西黒部御百姓等⁽⁷⁾放券質地事、任御法度旨可被執返由御下知上者、雖為権門方又御判下嚴重可被申付由被仰出候、委曲尚両使可被申候、恐々謹言、

〔後筆〕「明応三年甲寅」

九月六日

文躬（花押）

沢殿人々御中

（ウワ書、切継）「沢殿人々御中 朴木刑部丞文躬」

【史料四】^⑦ 北畠材親判物

西黒部海上警固事、可被申付候由令存知候、自然就新儀子細候者重而可申候也、謹言、

〔後筆〕「明応三年甲寅」

九月六日

（北畠材親
花押）

沢兵部大輔とのへ

（ウワ書、切継）「墨引跡」材親」

【史料二】とその副状たる【史料三】は、北畠氏の被官たる沢氏が給主を務める飯野郡西黒部の百姓に関するもので、彼らの質券・放券を法度の旨に任せて取り返すことを承認・下知し、たとえ質券・放券を所持しているのが権門方であっても同様と述べたものである。これらは西黒部の百姓に対して徳政令を發布したものと見える。そして、重要なのは、同日付の【史料四】で、西黒部の百姓に対する海上警固役の賦課を承認したことである。すなわち、徳政令の発布と役の賦課は、北畠氏・沢氏による西黒部の百姓に対するアメとムチの政策といえよう。このように北畠氏は政策として在所別の徳政令を發布していたことがわかる。

さらに、北畠氏の徳政令の性格を知る上で表二一〇・一一・一五の「山田徳政」も注目される。これについては、かつて豊田武氏が山田三方（都市共同体）の徳政令と評価したが、すでに西山克氏が指摘するように、北畠氏や北畠氏の名跡を継いだ織田氏の山田三方に対する徳政令であり、山田三方の構成員である御師は、多くは債権者であるため、それに喘いでいたと見るべきである。債権者の集団が自らの首を絞める徳政令を發布する理由は見当たらない。表二一〇の場合、「雖多年徳政行候」という表現も見えるので、永祿六年（一五六三）に実際に徳政令が發布されたと考えられる。また、表二一一で「別而御被官之儀候間」とあるごとく、北畠氏への被官化によってかかる徳政令から逃れえたこともわかる。要するに、北畠氏は、徳政令によって山田三方に圧力をかけつつ、被官化した御師には徳政免除を与えて、山田三方の掌握を試みていたといえよう。これもまた、北畠氏が政策として在所別の徳政令を發布したものであり、北畠氏が債権者に対する恩恵と債権者に対する圧力という両面の性格を持つ徳政令を駆使していたことが判明する。

さらに、見逃せないのが表二一一四の事例である。「分国徳政」を「申付」とあるように、天正三年（一五七五）に北畠氏が分国（南伊勢）を対象に徳政令を發布したもので、これは、いわゆる代替わりの徳政令、すなわち、織田信長の次男で北畠氏の養子となった信意が北畠氏の家督を継承した際に發布したのか、織田政権の徳政令と関わって發布したのか、いずれかであろう。ともあれ、北畠氏は自己の契機にもとづき広域の徳政令を發布していたのである。また、やはり北畠氏への忠節によって徳政免除がなされたこともわかる。

上位権力という点では、北畠氏や織田氏の他、表二一九の安濃郡・菟芸郡の上位権力たる長野氏の徳政令にも触れるべきだろう。永祿元年（一五五八）、長野氏は自己の支配領域に徳政令を發布したが、これは、北畠具教の次男で長野氏の養子となった具藤が家督を継承した際に發布したものの可能性がある。これもまた、上位権力が自己の契機にもとづき広域の徳政令を發布したものである。

その他、表二一五・七・八・一二のように、山田で徳政をめぐる騒擾が確認されるが、かかる騒擾が起きた背景は残念

ながら不明である。表二―五の場合、永正元年（一五〇四）の幕府の徳政令と関連する可能性もあるし、いずれとも北畠氏の徳政令と関連する可能性もある。

以上ここまで、戦国期の伊勢国では、北畠氏を筆頭として長野氏や織田氏といった上位権力が自己の政策や契機にもとづき在所別や広域の徳政令を發布したり、山田で徳政をめぐる騒擾が起きたりしていたことを確認してきた。とりわけ北畠氏の支配領域たる南伊勢の人々は望むままに拘わらず徳政と密接に関わる状況にあったといえようが、債権者・買得者にとって右の如き性格を持つ上位権力の徳政令は不意にやってくる脅威だったに相違ない。何故なら債務者・売却者は上位権力の後ろ盾をえて徳政を要求してくるからである。

それでは、かかる状況のもとで人々はどうのように徳政に対応していたのだろうか。その一端を捉えるべく、第一章でもしばしば触れた売券の徳政担保文言に注目したい。徳政担保文言とは、売券などの契約文書に「天下大法之徳政行候共、此下地於子々孫々ニ違乱煩あるま敷候」^③などと特記される文言のことで、徳政があってもその契約は破棄しないと保証する意味合いを持つ。すでに宝月圭吾氏も指摘するように、^④徳政が警戒されたことの反映として徳政担保文言が現れるのであり、徳政への対応の在り方を捉える際にはこの文言の分析が有効である。

そこで、広く中世・近世初頭の伊勢国に関する売券を収集して、その数と徳政担保文言を持つ売券の数、およびそれらの割合を四半世紀別に記してみたのが表三である。これによると、一五世紀第二四半期に突如として売券の約三割に徳政担保文言が出現し、一五世紀第四四半期以降はその割合が増加していき、一六世紀第二四半期以降はその割合が約九割にも達する。^⑤これは、ここまで述べてきた伊勢国の徳政に関する事例の検出数の増加とおおよそ呼応していると見られる。また、表三で使用した売券の大部分に関わる伊勢神宮周辺の人々は、かなりの割合で徳政を意識して徳政対策を講じていたと評価しうる。

もちろん、徳政担保文言の定型句化という問題があるので、多少割り引いて評価しなければならないが、その一方で、

表三 中世・近世初頭における伊勢国の売券の数

西 暦	売券の数	徳政担保文言を 持つ売券の数	割合 (%)
1201～	12	0	0
1226～	25	0	0
1251～	21	0	0
1276～	28	0	0
1301～	16	1	8
1326～	15	0	0
1351～	12	0	0
1376～	18	0	0
1401～	41	0	0
1426～	59	17	29
1451～	83	11	13
1476～	80	34	43
1501～	139	93	67
1526～	233	202	87
1551～	241	215	89
1576～	171	150	88

・典拠は、『三重県史』資料編中世一上・一下・二・二別冊，簡矢伊勢方記（『東京学芸大学附属高等学校研究紀要』四・五），森田周作氏所蔵文書（『羽曳野市史』四），猪熊文書（松岡久人編『広島大学所蔵猪熊文書』一），専修寺文書（平松令三編『真宗史料集成』四），橋村家文書（『天理図書館善本叢書和書之部六十八巻 古文書集』），来田文書（京都大学古文書室写真帳），伊勢松本文書（京都大学古文書室写真帳）。

徳政担保文言のバリエーションが豊富な点を見逃してはならない。^⑮ここでは論旨に関わる数例を挙げるに留めるが、たとえば「自然為御上様を天下大法徳政地起行候共」・「又御本所様ヨリ被仰出徳政行候共」という文言があり、^⑰これらは年次や北畠氏当主を指す「御本所様」という表現からすると、北畠信意の徳政令を意識したものである。また、「縦御分領為御下地徳政行候共」という文言もあり、^⑱御分領が北畠氏の分領を指すとすれば、これは北畠氏の広域的徳政令を意識したものといえる。このように伊勢神宮周辺の人々が北畠氏の徳政令を強く意識していたことがわかるのである。

以上、本章では、伊勢国の徳政に関する事例を収集して検討し、戦国期の南伊勢では北畠氏の徳政令を中心に徳

政の脅威が広まっていたこと、そして、とりわけ伊勢神宮周辺の人々がかんりの割合で徳政を意識して徳政対策を講じていたことを見てきた。従来、こうした社会状況が存在したことは等閑視されてきたが、かかる状況と小倭郷が無関係だったと考えるのは難しい。実際、小倭郷の地理に注目すると、小倭郷は、参宮街道と北畠氏の本拠たる多気から八手俣川を通って雲出川・伊勢湾へ至る重要ルートとが交わる交通の要衝に位置し、北畠氏の本拠と密接に繋がる場所にある。その上、北畠氏が小倭郷の地侍を軍事動員したり、彼の被官を処罰したりしており、小倭郷は北畠氏と密接な関係を有していた。これらの点を踏まえると、小倭郷の人々も北畠氏の徳政令を中心に徳政を意識していた蓋然性が高い^⑧。そして、その結果、「成願寺文書」中の売券の徳政担保文言や徳政から下地を守る指置状が出現したと考えられよう。

① 「成願寺文書」一六・一〇・二七・五六号。煩雑になるのを避けるために文書名を省略した。

② 瀬田はじめに注①論文二一六頁。

③ 個別の事例への言及は当然ある。表二一四は、瀬田はじめに注①論文二六四頁。表二一五・一〇・一一・一二・一三・一四・一五は、西山克『道者と地下人』（吉川弘文館、一九八七年、八八・二〇八〜二一三頁）。表二一四は、下村信博『戦国・織豊期の徳政』（吉川弘文館、一九九六年、五四〜五七頁）。

④ 室町幕府・戦国大名の徳政令では、永代売却地を適用対象としないこともあったが、北畠氏の徳政令では、表二一三・四・一三・一四のように、貸借契約だけでなく売買契約も適用対象とすることが多かったようである。また、この点については伊勢国の売券の徳政担保文言からもうかがわれる。たとえば永正一三年（一五一六）一〇月一六日付大世古兵衛満近道者売券（「来田文書」京都大学古文書室写真帳）には「てんか（同）（売券）（徳政）（行）（可）は、一たうのうりけんのとくせいゆき候とも」とある。

⑤ 「沢氏古文書」一四号（「稲本紀昭編」京都女子大学研究叢刊 国立公文書館蔵 沢氏古文書」二〇〇六年）。本文で引用する史料につい

ては、京都大学古文書室の写真帳によって校訂を加えている。

⑥ 「沢氏古文書」一五二号。

⑦ 「沢氏古文書」一五号。

⑧ 豊田武「中世日本商業史の研究」（『中世日本の商業』吉川弘文館、一九八二年、初出一九五二年、三八一頁）。西山第二章注③書八八頁。西山氏が指摘するように、山田三方は紛争を解決する主体であったと見るべきである。たとえば永正一四年（一五一七）五月二〇日付森見大夫弘家道者売券には「万（一）い（一）かやう之儀候共、此道者（一）おいてす（一）し（一）も（一）いら（一）ん（一）わ（一）つ（一）ら（一）ひ（一）申（一）ま（一）し（一）候（一）、も（一）し（一）り（一）や（一）う（一）し（一）申（一）候（一）ハ、三（一）方（一）より（一）御（一）成（一）敗（一）ある（一）へ（一）く（一）候（一）」（『福島大夫関係御師文書』『三重県史』資料編中世一下、二八九頁）とある。

⑨ なお、表二一三は、元亀四年（一五七三）に北畠氏の一族たる田丸忠弘が御師に対して徳政免除を与えたものである。この文書については、西山第二章注③書二〇頁では、北畠信意が発給したものと見ているが、花押からすると、『三重県史』資料編中世二別冊細目次花押集、二〇〇五年、二二一頁）、田丸忠弘が発給したものである。

⑩ 前者は、下村第二章注③書五四〜五七頁。後者は、西山第二章注③

書二一七頁。なお、この事例では、「宇治六郷徳政」とも出てくる点が目され、在所別の徳政令と見えるものでも実は広域の徳政令の環であった可能性も存在するといえる。

⑬ なお、北畠氏が長野氏を併呑した後の長野氏領内では「徳政郷米」なるものが確認される（永祿八年（一五六五）九月二五日付長野氏奉行人連署奉書〔古文書集〕『三重県史』資料編中世二別冊伊勢神宮所蔵文書補遺、一六・一七頁）。これについては詳細不明だが、徳政令発布に対する札米を指すのだろうか。

⑭ 永正元年（一五〇四）の幕府の徳政令については、桑山はじめに注②論文参照。

⑮ 天文一六年（一五四七）二月一日付豊前・森室田地売券（成願寺文書）六号）。

⑯ 宝月圭吾「信濃における近世初頭の徳政文言について」（『中世日本の売券と徳政』吉川弘文館、一九九九年、初出一九六四年）。

⑰ 一四世紀第一四半期の一例は、乾元二年（一三〇三）三月一九日付源阿伽女田地売券（『輯古帖』『三重県史』中世一下、七一〇頁）だが、これはいわゆる永仁の徳政令の影響を受けたものの可能性がある。なお、瀧澤武雄氏は「中世を通じて徳政担保文言を持つ売券は、全体の約10%前後」と推定するが（『売券の古文書学的研究』東京大学出版会、二〇〇六年、一八七頁）、これは「東大寺文書」・「高野山文書」・「大徳寺文書」をもとにした推定で、文書群の性格や地域偏差に

留意する必要がある。

⑱ たとえば、天正一一年（一五八三）二月二日付岩木田地売券案（『太郎館古券之記』『三重県史』資料編中世一下、八六九頁）に「徳政郡内行候共」とあるように、那レベルの広域的徳政を意識した徳政担保文言が散見することも特徴的である。その他、神谷智氏が言及した別途申合文言（『近世初中期における質地証文と百姓高請地所持』）『近世における百姓の土地所有』校倉書房、二〇〇〇年、初出一九九四年、一〇六頁）や、契約した場所を理由にして徳政の対象とならないことを主張する文言など、多様な徳政担保文言が確認される。

⑲ 天正四年（一五七六）二月二日付湊源嘉入道畠地売券（『輯古帖』『三重県史』資料編中世一下、六八二頁）、同八年二月二日付酒屋正成道者売券（『輯古帖』同前、六九一頁）。

⑳ 永祿二年（一五五九）六月二〇日付中須与四郎畠地売券（売券・雑文書）『三重県史』資料編中世一下、一〇〇九頁）。

㉑ 七月二七日付北畠晴具書状（『沢氏古文書』七五号）、（永祿七年）六月二三日付沢房満書状案（同一七六号）。

㉒ 小倭郷の人々が外在的な徳政を意識していたとすれば、【史料一】の「此方嘉例之徳政行候共」の解釈は、a「こちらにとって嘉例の徳政がやってきて」か、c「こちらに嘉例の徳政がやってきて」で良い。

第三章 指置状の意義①——経済秩序の維持——

前章の結論を受けて次に問題となるのは、小倭郷では売券に徳政担保文言が記載されただけでなく、徳政から下地を守る指置状がなぜ発給されたのかという点だろう。本章では、この点を明らかにするため、指置状の内で連券を持つものに

注目して検討したい。というのも、連券となつてゐる文書全体を検討することによつて、指置状をめぐる人々の動向や指置状の意義を把握しうるからである。また、こうした検討は先行研究で十分に行われておらず、新たな知見を提示しうるものでもある。具体的には表一一の岸田八郎左衛門に宛てた指置状を含む連券に注目して検討していこう。

【史料五】^① 瑞聖寺納所正迎田地売券

〔端裏書〕「判代之状 岸田八郎左衛門」

永代売渡申候下地之事、

在所稲垣馬橋贄地（^{つと}）コウノ本十善神、菅石二斗代、

右件下地者、借物過分候へ共、御侘事申候て、永代進之候處実正明白也、為其、（^檀）タン方之（^判）はんをと、のへ進之候、天下大法徳政行候共、於後日不可有相違候、仍證文如件、

（^{五二七}）
大永七年丁亥五月五日

宮崎（花押）

臼木（花押）

森地（花押）

瑞聖寺納所正迎（花押）

久岡殿參

【史料六】^② 久岡定秀田地売券

永代売渡申田地之事、

在所十善神コウノ本、菅石式斗代、

右件下地者、瑞聖寺より檀方を調候て、借物之方ニ永代給候へ者、大儀之前にて候間、其方へ売申候、此上ハ子々孫々たりと言共、（^有）有問（^敷）敷、為後々證文如件、

大永七年丁亥六月七日

久岡定秀（花押）

井生(岸田)キシタ八郎左衛門殿參

【史料七】^③ 指置状 (表一一二)

從德政方永代指置状事、

一ヶ所一石式斗代在所十善寺カウノ本、瑞聖寺ヨリ、

右彼田地者、自瑞聖寺堅依御侘事、指置申所実正明鏡也、此上者、天下大法之德政行候共、致子々孫々無相違可有者也、仍為後日指

置状如件、

大永八年戊子六月十九日

岡本平四郎康秀 (花押)

岡成与七 (花押)

森地藤十郎正経 (花押)

吉田孫三郎 (花押)

岡成七郎左衛門尉行長 (花押)

井生
いう八郎左衛門殿

口入久岡殿參

【史料八】^④ 老分衆裁許状

今度從森地方德政之儀被懸申候、兩方勝事存知老分頼入任批判申候處ニ、貴所之承候事無紛候、在所十善神東老石二斗代、財懸八斗代、合式石代之分其へ渡申候、此上ハ於後々末代不可有違乱煩候、仍為後日一筆如件、

〔五三四〕
天文三年甲午五月十四日

一坂正統 (花押)

谷藤衛門 (花押)

岸田八郎左衛門尉殿參

(礼紙ウワ書、切継) 一 (墨引跡)

一坂正統、藤衛門尉

岸田八(郎)左衛門尉殿參

老分衆

【史料九】^⑤ 岸田八郎左衛門尉吉定田地寄進状

永代成願寺へ寄進申地之事、

合而壹石式斗代在所十善寺コウ本、この内六斗代成願寺へ寄進申候、

右件寄進申地者、於現世ニ逆修未来にてハ善處為、寄進申處実正明白也、就其候てハ、現在にてハ二（季）きの彼岸靈供御心得被成候て可給候、又死去至候ハ、位牌立毎月之名日靈供并しやう月ニ靈供同風呂御たかせ候て可給候、若天下太方之徳政行候共、子々孫々置候て相違有間敷候物也、又六斗代ハ、大村称名寺へ寄進可申候、当寺之まつ寺之事ニ候間、自是作出も万当寺御しんたい可為候、仍為後日寄進状如件、

井生岸田八郎左衛門尉

（異筆）「戒名道範」吉定（花押）

（異筆）「同内永秀」

于時天文七年戊戌二月念二日

【史料五】・【史料六】・【史料七】・【史料九】は、十禪神ないし十善寺（いずれも十禪師か）のカウノ本ないしコウノ本にある一石二斗代の下地を扱っており、これらは連券と見なされる。【史料八】のみ、十善神東にある一石二斗代の下地と財懸にある八斗代の下地を扱っているが、「成願寺文書」中に財懸にある八斗代の下地を扱った史料がないことを踏まえると、十禪神東は十善神カウノ本を指し、【史料八】も連券である可能性が高い。

それでは以下、【史料七】の指置状が発給されるまでの事情について【史料五】・【史料六】を通じて見ていこう。

【史料五】は、瑞聖寺の納所を勤める正迎が田地を久岡へ去り渡したものである。これによると、瑞聖寺の久岡からの借物は過分となっていたが、瑞聖寺が請願して田地を去り渡すことで決着が付き、永代売券が作成されてそこには瑞聖寺の檀方である森地・臼木・宮崎の署判が据えられた。差出の瑞聖寺は、小倭郷にある寺庵で被官の百姓を持つ存在である。また、「瑞聖寺ヨリ檀方以判永代買徳仕」とあるように、瑞聖寺が土地を去り渡す場合、檀方の判が必要だった。宛先の久岡は、【史料六】で姓名・花押を有しており、地侍と見られる。ともあれ、久岡は瑞聖寺に融通を行っており、融通し

自分が返済されないので、その代わりに田地を手に入れたのであった。これは通常の売却というより質流れに近い。そのため、売券では代価が記されていないのであろう。

次に、【史料六】は、【史料五】から約一ヶ月後、久岡定秀が田地を井生の岸田八郎左衛門へ売却したものである。これによると、久岡は、【史料五】で見たように、瑞聖寺から借物のかたとして受け取った田地について、大儀の前であるので岸田に売却したとある。大儀の意は文脈から、経費のかかる事柄（日国）であろう。ここでは、久岡が経費のかかる事柄に対応するため、瑞聖寺へ融通した分を岸田から返済して貰った点が注目される。つまり、久岡は田地を転売することで、直接の債務者ではなく、別の者から債権を回収したことになる。【史料五】から【史料六】まで約一ヶ月しか経っていない点を踏まえると、転売は【史料五】の段階から企図されていたことかもしれない。

ところで、久岡に融通を行った井生の岸田八郎左衛門とはいかなる人物か。井生は、小倭郷百姓衆起請文に見えず、小倭郷の中心である白山神社・成願寺とは雲出川をはさんで対岸にあることなどから、小倭郷に含まれていなかった可能性が高い地域である。ここを拠点とする岸田氏は蔵本つまり金融業を営んでいたことが複数の史料からわかる。窪田涼子氏は、岸田が土地を小倭郷の地侍から買得すると同時に成願寺へ寄進する事例を「買得即時寄進型売寄進」と見て、岸田が寄進の意志を持つ地侍へ経済的援助を行ったものと評価するが、妥当な評価である。このように、岸田は日常的に小倭郷の地侍衆に融通を行う存在で、【史料六】から、緊急の融通にも対応しうる存在であったこともわかる。

次に、本題の【史料七】。【史料六】から約一年後、この井生の岸田八郎左衛門に対して指置状が発給された。瀬田氏は、かかる指置状が発給された理由として、郷外の者には地侍衆による徳政が適用されなかったからだと推測した。しかし、第一章で地侍衆による徳政の実施が自明のものではないと指摘し、第二章で北畠氏の徳政令を中心に徳政の脅威が広まっていたことを明らかにし、連券を順に検討してきた今、瀬田氏の推測とは異なる説明が可能である。

すなわち、徳政を警戒した岸田が債権を回収するために買得地の権利を強化しようとし、岸田による融通の恩恵を蒙り

自身の債権を回収できた久岡が岸田のために「口入」つまり世話人として奔走したのは当然の成り行きで、その結果として債務者たる瑞聖寺から依頼がなされたのだった。要するに、岸田と久岡は債権を円滑に回収するため、債務者たる瑞聖寺の徳政担保文言（史料五）だけでなく、小倭郷の地侍衆に強力な保証を求めたのであった。

また、この場合、依頼に応じて礼物を受け取り、^⑬買得地の権利を保証した地侍衆にしてみれば、岸田に対する徳政を抑え込むことが重要だったと考えられる。何故なら、岸田は日頃から地侍衆に融通を行ってくれる貴重な存在で、岸田が徳政の直撃を受けて融通を行わなくなる事態^⑭こそ避けねばならなかったからである。つまり、指置状の発給には、蔵本岸田に対する徳政のリスクを軽減して、彼の郷内に対する融通を維持するという意味合いがあったのである。

さらに、【史料七】から約六年後に当たる【史料八】にも注目したい。ここでは、結局、森地が岸田八郎左衛門に徳政を要求している。^⑮森地と岸田は騒動に発展すると思ったようで、地侍衆の中で臆次の高い老分衆に仲裁を依頼した。その結果、老分衆の一坂正統と谷藤右衛門尉は岸田の権利を認めたのである。おそらく、岸田が日頃から融通という機能を果たしていたことに加えて、指置状が発給されていたこともあって、岸田の権利が認められたのだろう。本史料から、終局的に指置状の効果を担保し、紛争を解決し、^⑯小倭郷の秩序を維持していたのが老分衆だったことを読み取れるのである。

また、後日談として【史料九】も見ておこう。岸田八郎左衛門尉吉定は、田地を手に入れてから約一年後、その田地を成願寺とその末寺の称名寺へ寄進した。いうまでもなく、【史料五】から【史料八】は、この寄進の際に手継券文として手渡されたものとなる。岸田は、かりに田地の得点を順調に手に入れたのであれば、一年で一三石二斗を得たことになる。これは久岡に融通した額にくらかを加えた額であろう。ともあれ、岸田が債権を回収した後に田地を他所へ転売することなく、成願寺・称名寺へ寄進した点に、岸田と成願寺・称名寺やその檀方たる地侍衆（後述）との良好な関係を見ることができるといえる。

以上、本章では、表一一の岸田八郎左衛門に宛てた指置状を含む連券に注目して詳しく検討してきた。この検討によ

って、小倭郷の地侍衆が指置状を発給したのは、徳政を警戒した債権者たる蔵本岸田や久岡が強力な保証を求めた結果であったこと、そして、この措置には、蔵本岸田に対する徳政のリスクを軽減して、彼の郷内に対する融通を維持する意味合いがあったことが判明した。換言すれば、頻発する徳政に対応して小倭郷の経済秩序の混乱を抑えようとしたという点に、指置状の意義を求めることができる。小倭郷独特の指置状とは、徳政に対応して地域の経済秩序を維持しようとする慣行の一つの形であったと考えられよう。

ただし、指置状が十全であったわけではなく、指置状が出ていても徳政に関する紛争は起こっており、これを解決したのが老分衆であった点に注意が必要だろう。つまり、如上の意義を有する指置状を発給した徳政衆と、彼らの権限を保証して紛争を解決した老分衆が、重層的に小倭郷の秩序を維持していたと把握しうる。ここに、小倭郷における秩序維持の有り方を垣間見ることができるのである。

- ① 「成願寺文書」四九号。
- ② 「成願寺文書」四六号。
- ③ 「成願寺文書」五〇号。
- ④ 「成願寺文書」七号。
- ⑤ 「成願寺文書」一一号。
- ⑥ 小倭郷百姓衆起請文（「成願寺文書」一号）。
- ⑦ 天文六年（一五三七）八月一三日付森長治部少輔康弘田地寄進状（「成願寺文書」四三号）。
- ⑧ 小倭郷百姓衆起請文（「成願寺文書」一号）。
- ⑨ 瀬田はじめに注①論文二五一頁の指摘も参照。
- ⑩ 享祿二年（一五二九）六月二日付中森田地売券（「成願寺文書」五一号）、同三年四月五日付中森田地売券（同五六号）、天文五年（一五三六）閏一〇月一四日付中森田地売券（同一〇号）。
- ⑪ 窪田涼子「戦国期の在地寺院と地域社会」（『歴史と民俗』一五、一

九九九年、一二七頁）。

⑫ 瀬田はじめに注①論文二四三頁。

⑬ この事例でも判代が支払われた可能性が高い。というのも、表一―二の指置状の場合、その端裏書に「判代之状 成願寺」と書かれており、実際に判代五百文が成願寺から支払われたことがわかるが、【史料七】の指置状の本券に当たる【史料五】の端裏書に「判代之状 岸田八郎左衛門」とあるのも同様の意味を持つ可能性が高いからである。ただ、なぜ指置状の本券の端裏に判代に関する記入があるのかは不明である。

⑭ 表二―五を見ると、「殊又山田徳政大乱打続く、念劇之折節借錢等一向不叶条」とあり、徳政をめぐって騒擾が起こると、蔵本は融通を停止しようである。おそらく蔵本は債権者と揉めて業務に従事できなかつたり、貸し倒れのリスクを恐れて貸し渋ったりしたのだろう。蔵本が徳政を意識して貸し渋るようになることは、桜井英治「室町人

の精神」〔講談社、二〇〇九年、二〇五・二〇六頁〕も参照のこと。

⑮ 森地については、「史料五」と「史料七」に登場するが、それぞれの森地は花押の形態が異なるので別人である可能性が高く、瑞聖寺の檀方で徳政を要求する可能性が高い。「史料五」の森地に当たるかもし

れない。なお、森地が徳政を要求した契機については不明である。

⑯ 史料七、小倭郷で起こった紛争を解決したのは老分衆である。一月二七日付小倭郷老分衆盛純等連署起請文（『成願寺文書』三号）、永禄二年（一五六八）四月二九日付祐盛田地寄進状（同三三号）。

第四章 指置状の意義②——宗教秩序の維持——

前章では表一一の岸田八郎左衛門に宛てた指置状を含む連券に注目して検討し、指置状の意義を抽出してきた。だが、「成願寺文書」中には当然ながら成願寺に宛てた指置状が多く残存しており、成願寺に対して指置状が発給されたことの意義を明らかにしなければ、指置状を十分に理解したとはいえないだろう。この意義について、先行研究は論じていないが、本章では前章に引き続き連券に注目して検討する。具体的には表一一の成願寺に宛てた指置状を含む連券を中心にして検討したい。

まず、連券を検討する前に、成願寺の性格などを確認することから始めよう。成願寺は小倭郷の新長門守を開基とし、天台真盛宗の宗祖で小倭郷出身の真盛を開山とする寺院である。新長門守は戦死した子息や被官の追善供養のために一寺を建立し、明応三年（一四九四）八月には真盛が四八日別時念仏会を修し、成願寺が落成した^②。また、同年九月には成願寺を精神的紐帯として小倭郷の地侍衆と百姓衆の一揆が成立したことは有名だが、これらの一揆が一過性のものか否かは不明である^③。ただ、瀬田氏も指摘するように、地侍衆の多くが成願寺の檀方となっていたと考えられる^④。

それでは、かかる性格を持つ成願寺は日常的にどのような機能を果たしていたのであろうか。「成願寺文書」中の寄進状を一覧すると、小倭郷やその周辺の人々が成願寺へ田地などを寄進した際、逆修供養・追善供養を目的とする行事の遂行を依頼していたことがわかる^⑤。たとえば第三章で採り上げた【史料九】を見ても、岸田が成願寺へ田地を寄進した際、同様の依頼をしている。行事の内容を具体的にいうと、存命中は二季（春・秋）の彼岸霊供で、二季の彼岸には他の史料

に「二季之彼岸ニ念仏を常住衆ニテ御申可給候」とあるように、常住衆によつて念仏が唱えられたようである。一方、死後は位牌立・毎月命日の霊供・祥月命日の霊供と風呂焚である。位牌については他の史料で確認され、成願寺には位牌が多く安置されたようである。また、毎月命日・祥月命日に廻向がなされたことや祥月命日に風呂が焚かれたことも他の史料で確認される。さらに、【史料九】には見えないが、成願寺では追善供養として施餓鬼が行われたこともわかる。⑩このように成願寺は逆修供養・追善供養を目的とする行事を実施する寺院で、小倭郷やその周辺の人々が自身の宗教願望を満たすための重要な施設だったのである。

ここで、徳政を扱ってきた本稿で注目したいのが、こうした機能を果たしていた成願寺の経済基盤がいかなるものだったかという点である。「成願寺文書」全体を通覧すると、成願寺の経済基盤の内でも多くを占めたのが寄進地だったことがわかる。たとえば【史料九】では、寄進を受けた成願寺が十善寺コウ本にある田地の六斗代の得分を収取していたことになる。この得分は第一に寄進主が依頼した行事の費用に充てられただろうが、成願寺の多様な宗教活動の経費に回される場合もあっただろう。

そして、この寄進地に関して極めて重要なのが、買得相伝の土地が多かった点である。寄進地の由来が記される一二件の内、一件が買得相伝の土地で、残る一件が先祖相伝の土地であった。たとえば【史料九】の寄進地も、その由来が記されていないものの、連券の存在から買得相伝の土地と判明する。このように寄進地の多くが買得相伝の土地であったという点を踏まえると、寄進地であってもその多くが貸借・売買契約を破棄する徳政と無関係ではなく、元の売却者が徳政を要求する可能性があったと考えられる。たとえば【史料九】では、成願寺に対して瑞聖寺が徳政を要求する可能性があったことになるが、この点を考える際に重要な史料を以下に掲げる。

【史料一〇】^⑪ 刑部大夫畠地売券

（端裏書）「珮書記」

永代壳渡申島之事、

合式斗代者在所三賀野下源氏垣(内服カ)、四斗代之内東きり二斗代、

右件島者、雖為未代私領、依有要用、現米式石壹斗三作職共壳渡申候處実正明鏡也、万一、如何様之徳政行候共、藏本致三賀野者不

可有相違候、此證文上者、於子々孫々相違煩不可(有脱シ)之候、仍為後日證文如件、

大永八年戊子式月廿一日

三賀野中村形部大夫(マツ) (略押)

瑠書記參

【史料一】^⑮ 正瑠島地寄進狀

永代奇進申島之事、

合式斗代在所者三賀野下源氏垣内、四斗代之内東きり式斗代、本證文アイン(相)添へ候、

右件島者、三賀野形部大夫カタヨリ(カ)、現米式石壹斗ニ永代買取、為菩提、小倭成願寺江奇進申處明白也、自然違乱申者有者、盗人可

為罪科者也、仍奇進狀如件、

天文七年戊戌十二月廿日

正瑠 (花押)

成願寺參

【史料二】^⑯ 指置狀 (表一一二)

(端裏書) 「判代之狀 本願寺」

從三賀野徳政方指置申候島之事、

在所三(賀野字)かの下けんしかいと式斗代、以森殿堅御侘事候間、判代五百文にて指置申處実正也、仍為後日證文狀如件、

天文十四乙巳年十二月廿五日

森信久 (花押)

吉長秀満 (花押)

岡成廉清 (花押)

竹岡実永 (花押)

【史料一〇】・【史料一一】・【史料一二】は、いずれも小倭郷三賀野下源氏垣内にある二斗代の畠を扱ったもので、連券と見なされる。以下、内容を順に確認していこう。

【史料一〇】は、三賀野の中村に住む刑部大夫が畠を現米二石一斗で調書記に売却したものである。刑部大夫は、略押を使用していることや小倭郷百姓衆起請文^④で確認されることから、百姓だったことがわかる。一方、（正）調書記は、名前の略し方と書記という肩書きから、禅僧と考えられるが、どこの寺院の僧かはわからない。

【史料一一】は、【史料一〇】から約一〇年後、正調が菩提を弔うために刑部大夫から買得した畠を成願寺へ寄進したものである。正調は現米二石一斗を刑部大夫に支払っていたが、畠を一〇年余知行したので、順調にいけば大豆二石二斗を収取した計算になる。この点からすれば、【史料一〇】は、正調による刑部大夫への米の融通という性格が強いもので、正調が必ずしも利益を求めていたわけではなかったことがわかる。このように見てくると、融通を行う余裕のある正調ではなく、融通を受けるほど余裕のない刑部大夫が徳政を要求する可能性があった点は明瞭である。

さらに、この事例で見逃せないのが、売買によって畠と刑部大夫の関係が完全に切れてしまったわけではない点である。【史料一〇】では、畠とともに作職が売却されており、畠と刑部大夫の関係がなくなつたように見えるが、四斗代の畠が東西で分けられてその半分が売却されており、残る半分の畠で刑部大夫が耕作していた可能性が高い。従つて、刑部大夫がかつて所有・耕作していた畠の半分について徳政を要求する余地は十分に残されていたといえる。また、畠とともに作職が売却されたといっても、畠に刑部大夫が下作人として残っていた可能性もある。この場合、得分を上納する義務を負うのが刑部大夫ということになる。土地を売却した人が耕作人として残る場合、いわゆる作職・下作職留保型得分権売買の場合、得分を上納する義務を破棄するのが徳政の実態となる^⑤。このように、本主権を措定せずとも史料や実態に即した

形で、刑部大夫が徳政を要求する可能性を説明しうるのだが、ともあれ、寄進地といえども徳政と無関係ではなく、成願寺に対して元の売却者が徳政を要求する可能性があったといえそうである。^⑧

そして実際、【史料一】から約七年後、【史料二】のように、成願寺に指置状が発給された。かかるタイムラグが生じた理由は不明といわざるをえないが、成願寺は【史料一】の本券たる【史料一〇】の徳政担保文言だけでは不安となり、寄進地が所在する三賀野の地侍衆に強力な保証を求め、その結果、指置状が発給されたのであった。ここでは、森殿なる人物を仲介として依頼がなされて、判代五百文が支払われたことがわかる。あるいは、寄進主たる正珮が指置状獲得の世話人だった可能性もあろう。また、この場合、指置状を発給した地侍衆にしてみれば、彼ら自身の精神的紐帯かつ檀那寺で宗教願望を満たしうる成願寺の経済基盤を守ることが重要だったと考えられるのである。

以上、本章を総括すると、成願寺は地侍衆の精神的紐帯かつ檀那寺となっており、逆修供養・追善供養を目的とする行事を実施していた。かかる成願寺の経済基盤は寄進地などであり、徳政の脅威に晒されていたが、徳政を警戒した成願寺が強力な保証を求めて動き、地侍衆が指置状を発給したのであった。そして、この措置には、成願寺の経済基盤を保護して重要な宗教行事を維持する意味合いがあったのである。要するに、頻発する徳政に対応して小倭郷の宗教秩序の混乱を抑えようとした点に、指置状の意義を求めることができる。

貸借・売買契約を破棄する徳政が地域の経済秩序を攪乱しうるのは当然だが、本章では、かかる徳政が地域の宗教秩序をも攪乱しうることを、そして、徳政に対応して地域の宗教秩序を維持しようとする慣行が存在したことを示したと思う。この慣行の存在については、小倭郷に関する先行研究のみならず、戦国期徳政研究でも明確に指摘されていないので、今後更なる事例の発掘が望まれる。

① 表一―五の指置状の受給者たる春正坊・真さん坊については、成願寺僧の可能性が高いが、詳細は不明である。

② 明応五年（一四九六）三月日付真盛上人御奇特書（「成願寺文書」七六号）、同四年に成立した真盛上人往生伝記（天台真盛宗宗学研究

所編『訳註真盛上人往生伝記』百華苑、一九七二年。

- ③ 小倭郷地侍衆起請文（成願寺文書一〇号）、小倭郷百姓衆起請文（同二一号）。

④ 瀬田はじめに注①論文二三八頁。「真盛上人様江申上候条々事」と小倭郷地侍衆起請文（成願寺文書一〇号）にあり、真盛・成願寺が地侍衆の精神的紐帯となっている点、また、成願寺に対して檀方中が迷惑を掛けたことを老分衆・地侍衆が謝っており（一〇月二七日付小倭郷老分衆盛純等運署起請文（同三三三号）、成願寺の檀方中と老分衆・地侍衆が密接に関わっている点、さらには、成願寺へ寄進を行う存在として多くの地侍が確認される点から、そのように考えられる。

- ⑤ 「成願寺文書」中の寄進状について網羅的に検討した窪田第三章注①論文を参照。

⑥ なお、岸田とその妻の戒名が異筆で記されているが、これは岸田とその妻が死去した際に成願寺の僧が執筆したものと考えられる。

- ⑦ 永正一〇年（一五一一）四月二四日付森田貞康田地寄進状（成願寺文書一八号）。

⑧ 同前。

- ⑨ 天文一七年（一五四八）六月吉日付山田康景畠地寄進状（成願寺文書一九号）、永祿七年（一五六四）三月六日付真讚田地寄進状（同三三三号）。

- ⑩ 永正一七年（一五二〇）七月二日付新経康田地寄進状（成願寺文書一四一号）。

⑪ 成願寺へ寄進されたのは土地だけではなく、たとえば将来受け取る予定の頼母子講米なるものもあった。天文一五年（一五四六）七月九日付祐泉田地寄進状（成願寺文書一四二号）では、祐田禪定尼靈供米として一石が寄進されているが、「是者西屋殿恐子之米庚戌年取申候而附可進之候」とあるように、この米は西屋殿が講親となっている

頼母子講で天文一十九年に祐泉が受け取る予定の米であった。なお、頼母子講に関する米銭は基本的に徳政の対象となっている。たとえば戦国期の江北の上位権力たる浅井氏の徳政令など（滋賀大学日本経済文化研究所史料館「菅浦文書」上、一九六〇年、二六三・二六二号）を参照のこと。

- ⑫ 寄進地で、買得相伝のものは「成願寺文書一四・一一・二〇（二件）の土地・四三・五一・五三・五四・五五・五九・六二号、先祖相伝のものは同四八号。煩雑になるのを避けるために文書名を省略した。

⑬ 岸田に宛てた『史料七』・『史料八』は、手紙券文として成願寺へ渡された後も、有効性を持っていた可能性がある。また、『史料九』では、寄進状であるにも拘わらず徳政担保文言が記されており、論旨との関連で注目される。

- ⑭ 「成願寺文書」五七号。

- ⑮ 「成願寺文書」五九号。

- ⑯ 「成願寺文書」一六号。

- ⑰ 小倭郷百姓衆起請文（成願寺文書一〇号）。

⑱ 永祿一一年（一五六八）四月二九日付祐盛田地寄進状（成願寺文書一三三三号）には、「只今之作人、及兎角未進等於有之者、即両之施主へ届被申、作を可取放事」とあり、耕作人が得分を未進することがあったようで、さらに、この事例の場合、得分取取権を持つ成願寺が両施主（ここでは成願寺へ得分取取権を寄進した地侍二人）に申し届けた上で耕作人を改替しえたことがわかる。ちなみに、小倭郷では、地侍衆は得分取取者として多く登場し、得分取取権ないしその一部を成願寺へ寄進したことが散見する。一方、百姓衆は耕作人として多く登場する。つまり、地侍衆と百姓衆のあいだには、主従関係とともに地主作人関係が錯綜して存在していたのである。

⑲ 表二一三では、北畠氏が飯野郡延命寺に対して徳政免除を行った際、

「質地・買得・寄進地事、被除今度徳政以下候」とあり、質地・買得地だけではなく寄進地も徳政令の適用対象から除かれていたが、これは本章で述べたような原理が存在したからだろう。ちなみに、「今度」が「徳政」にかかると見た場合、この時に北畠氏が徳政令を發布した可能性がある。

⑳ 成願寺の経済基盤としては買得地も存在した。買得地は五件（成

おわりに

本稿では、瀬田氏が「在地徳政」を導き出した根本史料たる指置状について、多様な解釈が提示されている現状を踏まえ、「在地徳政」を自明視せずに史料に即して再検討を進めてきた。その結論は以下の通りである。

第一に、指置状の文言を慎重に吟味すると、指置状から確実に読み取れることは、小倭郷の地侍衆が依頼に応じて礼物を受け取り、徳政から下地を守る指置状を発給していた事実だけであると判明した。先行研究のように、地侍衆による徳政の実施や本主権にもとづく徳政に関する紛争が指置状希求の直接的契機であったとは読み取れない。

第二に、かかる指置状が出現した背景について、小倭郷の位置する伊勢国の徳政に関する事例を収集して検討すると、戦国期の南伊勢では上位権力たる北畠氏の徳政令を中心に徳政の脅威が広まっており、小倭郷の人々がこうした徳政を警戒していた蓋然性が高いとわかった。

第三に、従来あまり注目されることのなかった連券の検討を通じて、指置状の意義を抽出しえた。小倭郷の地侍衆が指置状を発給したのは、徳政を警戒した蔵本岸田・成願寺が買得地・寄進地の権利について強力な保証を求めた結果で、この措置には蔵本岸田の融通や成願寺の宗教行事を維持する意味合いがあった。換言すれば、頒発する徳政に対応して小倭郷の経済・宗教秩序の混乱を抑えようとした点に、指置状の意義が求められる。さらに、かかる指置状を発給した徳政衆

願寺文書」六一・二七・二八・三〇・六一号、煩雑になるのを避けるために文書名を省略）確認されるが、これらの買得の性格は判然としない。一般的には、成願寺が仏物を融通した結果の買得と考えられる。ともあれ、買得地は徳政の対象であり、成願寺が買得地について徳政対策を講じる必要があったことは間違いない。その結果、表一・三・四・五・六・七の指置状が出現したのである。

と、彼らの権限を保証して紛争を解決した老分衆が、重層的に小倭郷の秩序を維持していたことも確認できた。

要するに、指置状の本質は、「在地徳政」ではなく、徳政に対応して地域社会の秩序を維持しようとする慣行という点にあったのである。

それでは、本稿で明らかにした以上の事柄を踏まえて、最後に「在地徳政」論や戦国期徳政研究に言及しておこう。

本稿は、当然ながら他地域の「在地徳政」までを否定するものではないが、これらも改めて検討する必要があるはしないだろうか。というのも、たとえば瀬田氏が史料を十分に分析せずに「在地徳政」の事例とした近江国甲賀郡の事例についても、山中氏をはじめとする在地領主ないし地侍による局地的徳政の実施を読み取る見解と、そうでない見解が提示されているからである。^①やはり、史料を広く収集しかつ深く読み込んで、彼らによる局地的徳政の実施を導き出せるか否かを見極めなければなるまい。

そして、こうした再検討を経てから、「在地徳政」論の課題に取り組む必要があるだろう。その課題とは、瀬田氏による「在地徳政」の定義が曖昧だったことに起因するもので、在地領主・中間層・村落などによる局地的徳政の実施を「在地徳政」として一括することが有効なのか否かを問うことである。この課題を解決するためには、各々の主体が如何なる契機や目的にもとづき局地的徳政を実施したのかについて、個別に検討を重ねていかなければならない。^②

以上のように、「在地徳政」論は未完の学説といわざるをえず、取り組むべき課題を多く残しているのである。

他方、本稿で抽出してきた徳政に対応する慣行については、今後さらなる事例の発掘が望まれる。というのも、戦国期における室町幕府・戦国大名の徳政令については、従来から注目されてきたし、本稿ではそこに北畠氏の事例を追加したが、こうした上位権力の徳政令を中心に徳政の脅威が存在したからこそ、徳政に対応する慣行も存在したわけであり、この慣行については、未だ十分に明らかにされているとはいえないからである。このうち、まず、貸借・売買契約の当事者間での慣行があり、第二章で述べたような契約文書の徳政担保文言の他、徳政から逃れるための文書の作替なども知ら

れる。また、第三章・第四章で述べたような地域の経済・宗教秩序を維持しようとする慣行もあり、経済秩序に関わるもので大和国宇智郡の事例^④、宗教秩序に関わるもので近江国坂田郡八幡荘の事例も確認される。今後、こうした事例を発掘した上で、総括的に検討する必要があるだろう。

徳政と徳政に対応する慣行という両者の研究が相俟って進展することによって、徳政が頻発した戦国期の時代性が従来以上に浮かび上がってくると考えられるのである。

① 最新のものを挙げておくと、前者は桜井はじめに注⑦論文二〇頁、後者は早島大祐「甲賀の地域社会と経済活動」〔甲賀市史〕第二巻中世、二〇一二年）。

② 「在地徳政」の契機に関して言及しておきたい点がある。たとえば従来から「在地徳政」として扱われてきた紀伊国鞆淵荘の事例（正平一二年（一三五七）二月二日付鞆淵惣荘置文〔鞆淵八幡神社文書〕二三号「粉河町史」二、一九八六年）は、動乱によって貸借・売買契約の証文が焼失・紛失したことを契機として、荘民が貸借・売買契約の破棄を宣言したのだが、このように偶発的な事態をうけて結果的に「在地徳政」という措置がとられる場合もあったわけで、こうした場合と計画的ないし意図的に「在地徳政」が実施された場合とを弁別して検討しなければならない。とくに鞆淵荘の事例のような徳政に

ついては、貸借・売買契約の証文が焼失・紛失した場合にどのような措置がとられるのかというように、貸借・売買契約に関する慣行の問題として論じる必要があると思う。

③ たとえば瀧澤第二章注⑤書一九七頁～二〇六頁で言及されている荒寄進状がある。

④ 弘治四年（一五五八）二月二日付宇智郡百姓衆申状・同年二月八日付宇智郡国衆定書（三箇文書）〔東京大学史料編纂所写真帳〕。本史料については、久留島はじめに注⑦書一〇五～一〇九頁、同「戦国・近世初期大和宇智郡の国衆と村落」〔勝俣鎮夫編「寺院・検断・徳政」山川出版社、二〇〇四年、二四〇～二四四頁〕で分析がある。

⑤ 永正二年（一五〇五）四月五日付八幡荘四月祭礼置文〔長浜八幡神社文書〕〔近江長浜町志〕中巻、一九八八年、二九一～二九三頁）。

【付記】 本稿は二〇一一年四月に行われた大阪歴史学会中世史部会での報告をもとに修正を加えて作成したものである。貴重な御意見を下さった皆様に厚く御礼を申し上げます。また、脱稿後、呉座勇一「在地徳政論再考——伊勢・近江を中心に——」（天野忠幸・片山正彦・古野貢・渡邊大門編「戦国・織豊期の西国社会」日本史料研究会企画部、二〇一二年）が公表された。本稿の考察に関わる指摘もなされているので、併せて参照して頂きたい。

（京都大学大学院文学研究科聴講生）

Tokusei 徳政 and Local Society in the Sengoku Period:
A Re-examination of Historical Sources on *Zaichi Tokusei* 在地徳政

by

OKOCHI Yusuke

Based on a rereading of basic historical sources on *zaichi tokusei* (local debt moratoria), this article clarifies how people in local society responded to the *tokusei* (cancellation of debts and sales contracts) that were frequently issued during the Sengoku period.

Seta Katsuya who examined the documents known as *sashioki-jō* of Jōganji in Ichishi-gun in Oyamoto-gō in Ise, saw the powerful landed warrior class implement a *tokusei* in the *gō* (district), which was their territory, and argued that such local, firmly limited *tokusei*, i.e., the *zaichi tokusei*, existed on a broad scale during the Sengoku period. This theory of *zaichi tokusei* appears to have become the scholarly consensus for a time, but criticism was leveled at the theory with the critics arguing that it was not possible to infer the implementation of the *tokusei* by the landed warriors on the basis of the *sashioki-jō*. Nevertheless, *sashioki-jō* are particularly difficult to interpret documents, and opinion is still divided over what can be read from the *sashioki-jō*. Thus this article attempts a re-examination of the *sashioki-jō*.

In the first section, I make a careful study of the wording of the *sashioki-jō* and confirm what data can be gleaned from the documents. This is that it is a historical fact that the landed warriors of Oyamoto-gō received offerings upon request and issued *sashioki-jō* to insure rights to land that had been rented or purchased by contract. One cannot interpret these *sashioki-jō* as indicating that they served as a direct opportunity sought by the landed warriors or that landed warriors implemented *tokusei* and that disputes over *tokusei* based on *honshuken* 本主権 (right of residency) took place, as has been indicated by earlier scholarship. Moreover, I point out that *honshuken* referred to the latent right of return by the former owner.

Next, in the second section I broaden my sights to encompass the province of Ise, in which Oyamoto-gō was located, and collect and examine examples of *tokusei*, considering the background to the issuance of *sashioki-jō*. In Ise

during the Sengoku period, the Kitabatake and other leading clans such as the Nagano and Oda issued *tokusei* orders in specific areas (*zaisho betsu*) and over wide areas based on their autonomous policies and the exercise of opportunities, and disturbances broke out over the *tokusei* in the area around Ise Shrine. Thus it can be said that in particular the people of the territory of southern Ise, which was property of the Kitabatake, were intimately involved with the *tokusei*. This is directly indicated for example by the appearance and increasing number of *tokusei tanpo mōgo* (passages assuring security against *tokusei*) in bills of sale in Ise province, and one sees that a significant percentage of the people in the environs of Ise Shrine were conscious of the *tokusei* in developing a policy for the *tokusei*. It is difficult to imagine that this situation and Oyamoto-gō were unrelated, and considering the relationship between Oyamoto-gō and the Kitabatake clan, the probability is great that the people of Oyamoto-gō were wary of the *tokusei*, and chiefly the *tokusei* ordered by the Kitabatake. It is as a result of this that the *sashioki-jō* appeared.

Then in the third and fourth sections I examine *renken* (a series of connected documents) that include *sashioki-jō* that have hardly gained the attention of previous scholarship. Attesting the actions of the people involved with the *sashioki-jō*, I deduce the significance of the *sashioki-jō*. First, the issuance of the *sashioki-jō* by the landed warriors of Oyamoto-gō was the result of the seeking of powerful assurance of the *tokusei tanpo mōgon* regarding their rights to commended and purchased property by the financier Kishida and Jōganji who were wary of the threat posed by the *tokusei*. In regards to the above-mentioned commended property, it appears at first glance to be unrelated to the *tokusei* that cancelled debts and sales contracts, but in fact purchased land was often commended and was exposed to the threat of the *tokusei*. In addition, the issuance of these *tokusei* meant the lending by the financier Kishida and religious ceremonies by Jōganji such as memorial and pre-mortem funerary rites were maintained. In other words, we can find the significance of the *sashioki-jō* in the face of turmoil in the economic state of Oyamoto-gō and disorder in the religious sphere in responding to frequently issued *tokusei*. Furthermore, I have been able to prove the fact that the issuers of these *sashioki-jō*, the *tokuseishū* (the landed warriors), and the *rōbunshū* (the leadership of the landed warriors), who had fought to preserve the rights of the landed warriors, sustained the order of Oyamoto-gō on multiple levels.

In short, the essential character of the *sashioki-jō* is found in the fact that

they were a practice that attempted to maintain the social order in local society by coping with the *tokusei* and not that they were *zaichi tokusei*. In the future it is necessary to analyze other examples of *zaichi tokusei* and examine the validity of the *zaichi tokusei* theory. On the other hand, as regards the practice of coping with the *tokusei* that has been deduced in this article, further examples must be uncovered. If the study of both the *tokusei* and the response to *tokusei* proceed together, the portrayal of the Sengoku period, during which they were frequently issued, will undoubtedly become clearer.